

令和 7 年 12 月 26 日
国立大学法人岩手大学

不適切な経理処理に関する調査結果の公表について

1. 経緯・概要

令和 7 年 3 月 1 日に本学農学部教授の経費使用について疑義がある旨の通報が外部よりあり、それを受け、岩手大学経費不正使用防止規則（以下「防止規則」という。）に基づき予備調査を行った。予備調査の結果、通報内容に一定の信憑性があるとの判断に至ったことから、経費の不正使用に係る本調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し（設置日：令和 7 年 5 月 19 日）調査を行った。

本調査の結果、下記のとおり不適切な経理処理にあたる行為が認められたことから、防止規則第 26 条の規定に基づき調査結果を公表する。

2. 調査期間

令和 7 年 5 月 19 日（月）～令和 7 年 8 月 29 日（金）

3. 調査対象者

農学部 教授 袁 春紅

4. 調査方法

外部有識者を含む調査委員会を設置し、調査対象者及び関係者に個別にヒアリングを行い、不適切な経理処理の有無、内容や関与した者及びその関与の程度、不適切な経理処理の相当額等について調査した。

さらに、平成 30 年度～令和 6 年度（岩手大学会計規則による書類の保存期間 7 年間）における調査対象者の研究資金に係る関係書類及び調査対象者、関係者から提出を受けた資料等による書面調査を実施した。

＜調査委員会の体制＞

委員長	林 明夫	特命理事（財務・労務担当）・副学長・事務局長
委員	小島 聰子	人文社会科学部教授（副学部長）
委員	木崎 景一郎	獣医学部教授（副学部長）
委員	濱田 秀樹	研究・地域連携部長
委員	小野寺 学	法人運営部長
委員	伊藤 亮	研究支援課長
委員	下屋敷 司	財務課長
委員	松本 聰子	弁護士（学外）

5. 調査結果

一部の経費で以下のとおり不適切な事項が確認された。

調査対象者は、委託者 A が募集する委託研究事業（以下「研究事業」という。）に企業 B と共同で応募し、採択を受けた。その際、研究事業に係る経費については、委託者 A から大学に一括して支払われ、大学はその中から企業 B の分担部分に係る経費を共同研究費として支払うこととなっていた。

しかしながら、研究事業の開始後、状況の変化等により企業 B の関与が当初計画から大きくかけ離れたものになり、このため、大幅な事業計画の見直し等を行う必要が生じることとなつたが、調査対象者は適切な事業計画の見直しも計画変更の手続きも行なわず、当初計画どおりに事業が実施されたように関係書類を整え経理処理を行わせた。このことは、適正な経費執行を行わなければならないとの認識が欠如した不適切な行為であったと判断される。

また、当初計画では、企業 B が必要な消耗品を購入し、研究の一部を行うこととなっていたが、実際には、それらは調査対象者によって行われ、研究に使用する消耗品も調査対象者が供給者 C より直接購入していた。この場合、本来であれば、事業計画の変更を行ったうえで、消耗品の購入費用も大学から供給者 C に直接支払うべきであったが、調査対象者は、当初計画のとおり企業 B が消耗品を購入したものとして企業 B に供給者 C への支払いを行わせ、その後、企業 B に対して大学から共同研究費を支払うという、実際の購入経路とは異なる経理処理を行っていた。

消耗品の購入及び企業 B から供給者 C への支払いは実際に行われていることを確認しており、いわゆる「預け」や「架空取引」のような不正事項はなかったと判断されるが、購入実態と異なった経理処理が行われたことについては不適切であると判断した。

※不適切な経理処理の額（年度） 90,000 円（令和 5 年度）

上記以外の経費については、不適切な行為は発見されなかった。

6. 発生要因と再発防止策

（1）発生要因

調査対象者は岩手大学が受講を義務付けたコンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講・修了しているほか、全教員に提出を求めていた誓約書も提出している。それにもかかわらず、今回のような研究費の不適切な使用を行うに至った背景には、調査対象者の研究倫理及び行動規範遵守意識の欠如があった。

特に、経費の執行という面について言えば、調査対象者は複数の経費を受け入れて執行しているが、ヒアリングにおける発言や実際の執行の仕方を見ると、それぞれの経費の目的に沿った執行管理という意識が薄いと判断せざるを得ず、その点が要因の一つになったと考えられる。

（2）再発防止策

令和7年度時点で、経費執行に係る構成員の意識を高めるため、不正使用防止のための「コンプライアンス教育」と誓約書の提出を全教職員に対して毎年度実施している。また、学生には、学修支援システムの掲示板で全学生へ周知している他、3年次及び大学院の学生に対して、経費不正使用防止教育資料を指導教員から配付し意識改革を行っている。更に最高管理責任者のリーダーシップの下、コンプライアンス推進責任者（部局長等）による教授会等での啓発活動を実施している。

これらの取組については、一定の効果があると考えているが、今回の事案では、経費執行に係る意識や知識の低さが伺われたので、今回の事案を踏まえ、教育内容の更なる強化を図る。

7. 調査対象者への措置

以下の措置を講じた。

- ・調査対象者の懲戒処分の有無を判断するため懲戒審査委員会に報告した。
- ・国の競争的研究費への調査対象者の応募について1年間（令和7年11月25日～令和8年11月24日）の応募停止処分とした。

なお、今後、資金配分機関から返還を求められた場合は、その金額を調査対象者へ請求することとしている。